

## 【補足資料】特別児童扶養手当に関するご案内

## 【1. 請求者について】

父母のうち所得が高い方が手当の請求者になります。

児童を監護し生計が同一もしくは生計を維持している者が請求者となります（養育者）。

※父母が離婚協議中等により別居している場合は、児童と同居している方が請求者になる可能性があります。

## 【2. 診断書についてのご案内】

特別児童扶養手当を請求する場合には、指定の様式による診断書の提出が必要となります。

診断書の内容に不備等がないかご確認のうえ、ご提出ください。

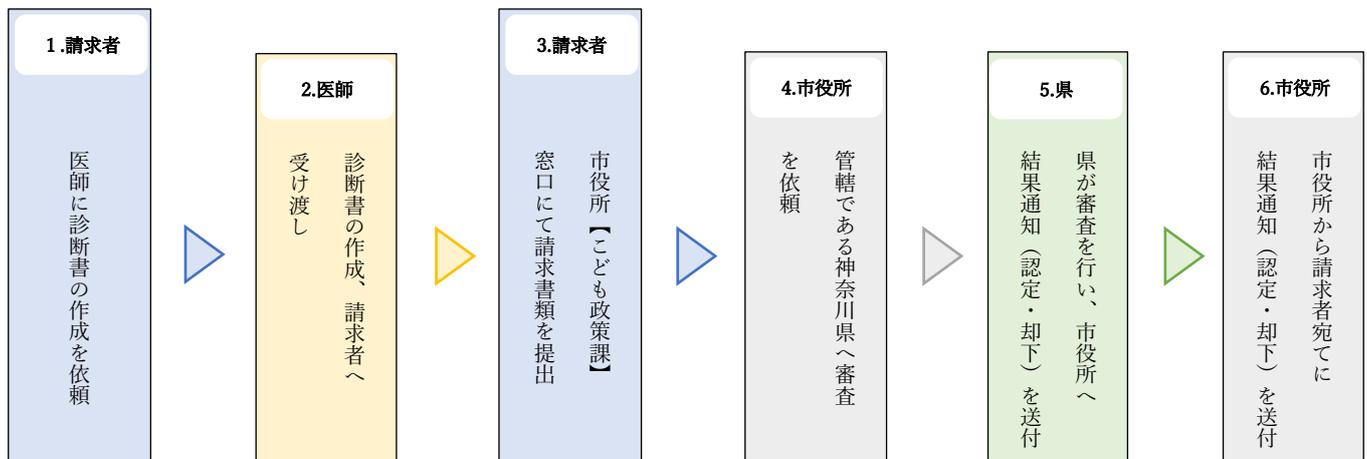
様式は茅ヶ崎市役所こども政策課窓口・神奈川県ホームページ（印刷）のどちらでも入手可能です。

神奈川県ホームページ（特別児童扶養手当認定診断書）



## 【3. 請求日から結果通知の送付までに3～4か月程度かかります。】

審査・認定を神奈川県が行う関係で、請求日から結果通知の送付までに3～4か月程度かかりますので、ご了承ください。



## 【4. 所得制限により、手当が支給されない場合があります。】

特別児童扶養手当は、一度認定された場合であっても、所得制限の超過により手当の支給が停止する場合があります。毎年、前年（請求日が1月から6月までの場合は前前年）の所得に基づいた所得審査を行い、審査の結果、所得制限を超過している方については手当の支給は停止されます。

例：所得審査の対象年度が令和7年度（令和6年中）の場合の「手当の支給（停止）対象期間」  
令和7年8月分から令和8年7月分まで（その年の8月分から<sup>※1</sup>翌年の7月分まで）

※1 新規請求者は請求月によって支給対象期間の開始月が異なります。

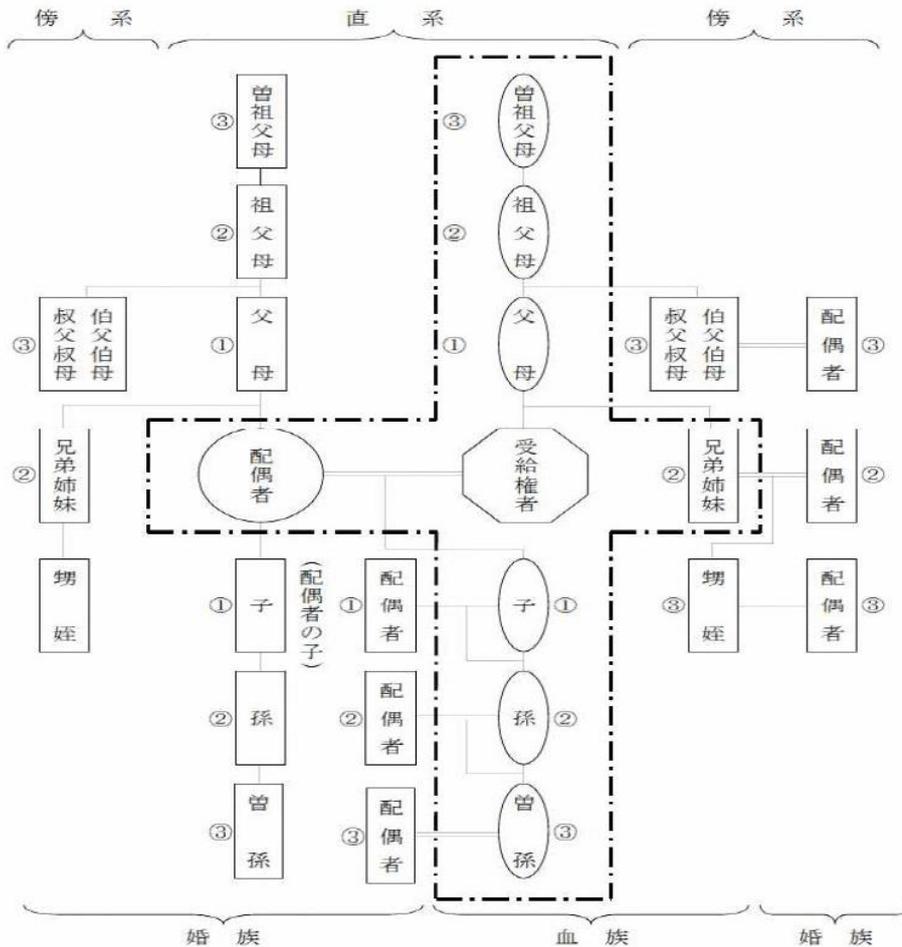
（裏面に続きます）

【5. 扶養義務者の範囲について】

扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める方で請求者と生計を同一にしている方です。

世帯分離をしても同一住所地で生活している請求者及び扶養義務者は生計同一とみなしますので、所得審査の対象となります。

生計を同一にしていない場合は、別途書類が必要となりますので、ご相談ください。



詳しくは下記のQRコードより市のホームページをご確認ください。

茅ヶ崎市ホームページ  
(特別児童扶養手当)



担当課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1  
茅ヶ崎市こども育成部こども政策課 手当給付担当  
電話 0467-81-7169